

人材確保等総合支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名称

人材確保等総合支援業務

(2) 実施目的

本市では、生駒市商工観光ビジョンの中で雇用・就労分野の目標を「市内事業者の雇用・定着支援と多様な働き方による雇用・就労の促進」と掲げている。また、昨年度実施した「ものづくりの専門家派遣事業」や企業訪問時のヒアリングにおいても、人手不足や定着といった人材についての課題が多く見受けられた。

こうした現状を踏まえ、物価高騰によりさらに厳しい経営環境にある市内中小企業等（以下、市内事業者という）の人材確保及び育成に向けた取り組みを、総合的に支援することで、市内における操業環境の確保と地域経済循環の促進を図る。具体的には、市内事業者の課題解決に向けた伴走支援、本市が実施している ILBH（IKOMA LOCAL BUSINESS HUB）の卒業生を中心とした専門人材とのマッチング支援、市内事業者 PR に向けた紹介ページの作成やオープンファクトリーの開催、採用及び育成に対する補助金の交付等を実施する。

(3) 業務内容

- ① 市内事業者及び専門人材を紹介する専用 WEB サイトの作成、情報掲載
- ② コーディネーターによる市内事業者の課題解決に向けた伴走支援及び業務の切り出し支援
- ③ 市内事業者と専門人材の業務マッチング支援
- ④ オープンファクトリーの開催及び開催に向けた参加企業への支援
- ⑤ マッチング補助金・採用支援補助金・育成支援補助金の申請受付及び審査
- ⑥ ①から⑤の市内事業者への周知広報及び説明会等の開催
- ⑦ 運営管理業務

詳細は別紙「人材確保等総合支援業務仕様書」を参照のこと

(4) 業務期間

契約締結日～令和8年3月31日

2 業務に要する費用（予定価格）

27,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

(1) プロポーザルに参加できる者（提案者）は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- ① 公示日現在から受託候補者特定の日まで生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしていないこと。
ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑥ 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契

約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑦ 公示日から過去10年間に於いて国、地方公共団体や民間企業等から類似業務(本実施要領の1業務概要(3)業務内容②～⑤のいずれか一つの業務のみでも可)の受注実績があり、本業務の遂行に必要な経験やノウハウを十分に有していること。

(2) グループ又は共同企業体(以下「グループ」という。)による提案も可能とする。その場合、すべての構成団体についても参加資格(1)①～⑥をすべて満たさなければならない。また、グループの代表者は、その責任において本業務全体の進捗管理及びとりまとめ等を行うこととする。なお、グループの構成団体となった場合、別に単独又は他のグループに参加して本プロポーザルの提案者となることはできない。

4 質問の受付及び回答

(1) 提出期限 令和7年5月7日(水)正午まで

(2) 提出方法 別添の質問書(様式1)により、電子メールで提出すること。

(電子メールアドレス) keizai@city.ikoma.lg.jp

※これ以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

(3) 回答日 令和7年5月9日(金)

(4) 回答方法 午後5時までに生駒市ホームページに掲載

5 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式2)原本1部

② 業務実施体制各種調書及び企画提案書等

ア～コは原本1部・副本6部、サ～セは原本1部。なお、本市の令和7年度物品・委託業務業者登録一覧表に記載のある者については、サ～セを省略することができる。

ア 会社概要(様式3)

グループによる提案の場合は、すべての構成団体分を提出すること。

イ 業務実績調書(様式4)

(ア) 業務実績調書に記載した業務の様子がわかる資料(紙媒体、データ媒体等)がある場合は添付すること。

(イ) グループによる提案の場合は、すべての構成団体分を提出すること。

ウ 担当者名簿(様式5)

エ 再委託調書（様式6）

再委託する場合のみ

オ グループ協定書（様式7）

グループによる提案の場合のみ

カ 役員等一覧表（様式8）

キ 提案内容一覧表（様式9）

ク 数値目標一覧表（様式10）

ケ 企画提案書（様式任意）

別紙「人材確保等総合支援業務に係るプロポーザル企画提案書作成ガイド」に基づき作成すること。

コ 参考見積書（様式任意）

事業の実施に係る概算費用を内訳が分かるように項目ごとに記載すること。

サ 印鑑証明書【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：原本】

シ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：写し可】

ス 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（法人：納税証明書その3の3、個人：納税証明書その3の2）【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：写し可】

セ 誓約書（様式11）

グループによる提案の場合は、すべての構成団体分を提出すること。

(2) 提出期限等

① 提出期限 令和7年5月15日（木）17時まで（必着）

② 提出場所 生駒市 地域活力創生部 商工観光課 産業雇用係（市役所2階27番窓口）

③ 提出方法 持参又は郵送によること。郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

6 審査方法

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を審査し、高い評価を得た提案者5者を選考する。ただし、提案者が5者以下の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日：令和7年5月16日（金）（予定）

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し、企画提案についてのヒアリング等を実施し、審査基準に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定する。この際、事前に提出した企画提案書以外の資料を用いることは認めない。なお、評価点が同点の者が2人以上いる場合の順位は、審議して決定する。また、評価点が75点に満たない場合は、特定者なしとできるものとする。

実施日：令和7年5月26日（月）（予定）

実施時間、集合場所については別途通知する（オンラインによる参加も可とする）

(3) 審査結果の通知

①第1次審査

審査結果を書面により通知する。

なお、選考を通過した者のみ第2次審査の日程等を電話または電子メールで通知する。

②第2次審査

審査結果を書面により通知する。

7 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 企画提案書・ヒアリング | 105点／125点 |
| (2) 業務実施体制（業務実績） | 10点／125点 |
| (3) 参考見積書 | 10点／125点 |

8 日程

公示	4月25日(金)
質問締切	5月 7日(水) 正午まで
質問回答	5月 9日(金) 17時までにHPに掲載
企画提案書等締切	5月15日(木) 17時まで
第1次審査（予定）	5月16日(金)
第2次審査（予定）	5月26日(月)
選定結果通知（予定）	5月27日(火)
契約締結（予定）	6月上旬
業務開始（予定）	6月上旬以降

9 失格事項

提出書類または提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案書の提出期限、提出場所、提出方法に適合しない場合
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）に出席しなかった場合
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、「2 業務に要する費用（予定価格）」を超過したもの

10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。その際、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

11 その他留意事項

- (1) 企画提案書作成にあたっては、「生駒市商工観光ビジョン」により、本市の現状や課題、施策の方向等を十分理解すること。
- (2) 企画提案書作成にあたり、説明会等開催会場の候補とする会場について予め確認をすること。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (5) 提出書類は返却しないとするとともに、提案者の特定以外には提案者に無断で使用しない。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (7) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できない。
なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。
- (8) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提

案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があり、この情報に該当する部分がある場合には、提案時に文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

12 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市地域活力創生部 商工観光課 産業雇用係 担当：田中・山本

生駒市東新町8-38 TEL：0743-74-1111（内線）2262

メールアドレス：keizai@city.ikoma.lg.jp